

管内の土地改良区統合整備の現況について

新発田地域振興局 農村整備部 農用地課農地担当

1. 統合整備計画

●全体実施計画

県では、土地改良区の組織を再編し、運営基盤の強化を図る必要があることから、何回か計画の見直しの後、平成10年度末現在123の土地改良区を平成15年度に103に、平成16年度以降（おおむね5か年）の最終目標を94に設定した。

●地域別実施計画

新発田地域には、19土地改良区があり、そのうち7土地改良区を対象に統合整備を推進し、平成15年度までに15土地改良区とする以下の実施計画が策定された。

【新発田A地区】 長浦岡方、木崎郷、北蒲原郡大沼ブロック、葛塚、福島潟、濁川及び杓子潟の7土地改良区

上記の内、長浦岡方、北蒲原郡大沼ブロック、杓子潟は、9年度に新設合併し豊栄土地改良区を設立。

また、木崎郷と濁川は、平成11年2月1日に合併し木崎濁川土地改良区を設立した。

【新発田B地区】 北蒲原郡南部及び新江の2土地改良区

【新発田C地区】 新発田、五十公野、及び米倉の3土地改良区

【新発田D地区】 豊浦郷及び本田の2土地改良区

以上のように、本計画により、県と土地改良事業団体連合会及び市町村が一体となった指導を展開することになった。

2. 管内の統合整備の現況

平成15年2月1日に、【新発田B地区】の北蒲原郡南部及び新江の2土地改良区が、新設合併し阿賀野川土地改良区を設立した。

平成17年2月1日に、【新発田D地区】豊浦郷が本田を吸収し、新たな豊浦郷土地改良区となった。



交付式での部長あいさつ

3. 平成17年度の統合整備

【新発田A地区】平成17年4月1日に、豊栄が福島潟を吸収し、新たな豊栄土地改良区となった。これに伴い合併認可書交付式が農地部長室で執り行われ、合併認可書が、石川新農地部長から豊栄土地改良区の関理事長と旧福島潟土地改良区の田中理事長に交付された。

様々な違いを乗り越えて、合併を実現されたご努力に感謝し、これからの土地改良区に求められる新たなニーズに応えられることを期待する。また更なる合併を促進し、地域の農業農村の発展をお願いしたい。

4. 今後の方針

県の土地改良区統合整備計画による当管内の目標数は、平成15年度までに15土地改良区とすることであるが、現在16土地改良区まで統合整備が進み、計画達成まであと一歩の状況となっている。今後も引き続き県の統合整備計画にのっとり、土地改良区の運営基盤の強化・維持管理費の節減等を図るため更に合併を推進していきたい。